

名古屋市港区選挙管理委員会告示第1号

選挙人名簿の登録の移替え延期期間

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条の規定に基づき、第51回衆議院議員総選挙における選挙人名簿の登録の移替え延期期間を、次のとおり定めた。

令和8年1月20日

名古屋市港区選挙管理委員会委員長 山田歓子

令和8年1月20日から令和8年2月8日まで

名古屋市港区選挙管理委員会事務室